

文教福祉常任委員会会議録

令和7年12月2日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、青木副委員長

山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員
岸本議長

説明者 宮崎子ども育成部長、徳江保育幼稚園課長、前田主査

小林健康福祉部長、三橋高齢介護課長、秋庭主幹、山田主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第73号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. 議案第75号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
4. 議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
5. 議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案5件でございますので、次第のとおりに進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけれども、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ご異議ないようでございますので、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第73号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 おはようございます。本日は、子ども育成部からは4件の付託議案のご審査をお願いいたします。

まず、付託議案1、議案第73号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼

稚園課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第73号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

今回、条例一部改正の背景等につきましては、本年4月25日に、児童福祉法等の一部を改正する法律、令和7年法律第29号が公布され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設する改正が行われたことにより、本年9月10日に、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されました。国の基準が改正されたことにより、この基準に準じて定めている町の当該条例について、改正の必要が生じたものでございます。

それでは、条例の改正内容のご説明をいたします。タブレット資料の3分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第25条は、虐待等の禁止を定めている条文ですが、児童福祉法の改正に伴い、同法第33条の10各号を、第33条の10第1項各号とし、幼保連携認定こども園の職員、幼稚園の職員の場合におけるそれぞれの法律の規定を加える内容に改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行することとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま、説明が終わりました。これより質疑を受け付けたいと思います。質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例の一部改正ですけれども、要は認定こども園ができたということと、それから幼稚園のところに文言が追加されたということだけで、条例自体の目的に関しては変わらないということでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 児童福祉法が変わった内容につきましては、今まで、児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設について、職員による虐待の発見等の通報義務等の仕組みが設けられていたところではあるんですが、そこに保育所等における虐待等への対応についても同様の仕組みを設けるといところで、改正になったものです。認定こども園が創設されたとかではなく、児童福祉法の改正によって、虐待等の発見等の通報義務が義務づけられたということが追加となった理由でございます。

【黒沢委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 続きまして、付託議案2、議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江課長から、質疑につきましては、出席職員で対応いたします。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分がございますが、ご了承のほどお願いいたします。

改正の背景等につきましては、大きく2点ございます。1点目は、本年4月25日に児童福祉法が一部改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務などが創設されたことと、これまで、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、本年9月10日に児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたこととございます。

もう一点目は、令和6年12月24日に閣議決定された令和6年の地方からの提案等に関する対応方針において、保育所等における健康診断について、ゼロ歳児から2歳児までの年齢に応じた実施方法を検討し、必要な措置を講ずることとされ、こども家庭庁の調査研究の結果を踏まえ、家庭的保育事業における子どもの健康管理を円滑に実施できるよう、乳幼児健診等の内容が、利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部または一部を行わないことができるなどの内容を規定した児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が、本年9月16日に公布されたこととございます。この2つの内閣府令により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、この基準に準じて規定している町の当該条例について改正の必要が生じたものとございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明をいたします。タブレット資料の8分の5ページをご覧ください。

第12条は、虐待等の禁止について定めている条文で、児童福祉法の改正に伴い、これまでの「第33条の10各号」を、「第33条の10第1項各号」に改めるものとございます。

第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断についての規定で、第2項において、現行では、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が、利用乳幼児の利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができるとするところ、本改正案では、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査が行われた場合において、当該健康診断等がそれぞれの同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができるとして、本文の後に表を加えるものとございます。

この表の中で、現行の児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断に加えて、乳幼児に対する健康診査が記載され、それに対応する右側の欄の記載として、利用開始時の健康診断、定期の健康診断、または臨時の健康診断が追加されております。

次の8分の6ページにかけてご覧いただきます。第23条は、家庭的保育事業における職員について定めておりますが、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたこと

に伴う改正でございます。

同条第2項において、現行では「若しくは神奈川県のある区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」となっているところを、改正案に記載の内容に改めることにより、児童福祉法第18条の27第1項の認定地方公共団体の区域内または改正前の国家戦略特別区域法に規定する事業実施区域であった区域内の家庭的保育事業を行う場所にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を、同条中の保育士として加えるものでございます。

第29条は、小規模保育事業所A型の職員について定めておりますが、ただいまの第23条第2項の改正と同様に、認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、改正前の国家戦略特別区域法に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を、同条中の保育士として加える改正でございます。

8分の7ページをご覧ください。第31条は、小規模保育事業所B型の職員について定めておりますが、こちらも、認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、改正前の国家戦略特別区域法に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を、同条中の保育士として加える改正でございます。

第44条は、保育所型事業所内保育事業所の職員について定めており、これも、認定地域公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、改正前の国家戦略特別区域法に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を、同条中の保育士として加える改正でございます。

8分の8ページをご覧ください。第47条は、小規模型事業所内保育事業所の職員について定めており、こちらも、認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、改正前の国家戦略特別区域法に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を、同条中の保育士として加える改正でございます。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】　ただいま、説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】　まず、最初のほうは虐待の関係なので、先ほど出たものと多分同じようなことかなと思うんですけども、次に、国家戦略特別区域限定保育士、あと地域限定保育士というものが新しく入ってきたのかなと思うんですが、それについて、どういう目的でできたのか、それに対しての違いはどのようなものなのかについて、ちょっとお聞きします。

【黒沢委員長】　徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】　保育人材の確保の面で全国的な課題となっているところですけども、状況に応じては自治体間において差があつて、特に不足のおそれ大きい地域については、集中的に保育人材確保に取り組むことができるように、国家戦略特別区域法に基づいて特例措置であつた地域限定保育士制度を全国一般制度化し、特定の都道府県または指定都市において保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設することになったものです。神奈川県は、もともと国家戦略特

別区域内に入っていましたので、地域限定保育士という制度はあったんですけども、それを全国的に広げて、保育士不足が特に大きい地域については、集中的に保育人材を確保しようというところで、国が一部改正をされた内容になります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 保育士不足のため、人材確保というところでは分かりました。これに関して、通常の保育士と、多分、保育士の方も国家資格だったと思うんですけども、それに対して、この地域限定保育士というものの何か違い、試験とかそういうものを受けるための違いがあるのか。あと、神奈川はもともと特区に入っていたというところで、ただ、この条例、今までこういうものがありますということに関して町からの説明はしていたんですかね。今回の条例の改正で初めてこの言葉を見たので、今までどうだったのかなというところについてお聞きします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 こちらは一般制度化になったところで、活用の仕方については、保育士の確保のための措置を講じて、なお、その区域内において保育士が不足するおそれがあるところについては、おそれが特に大きいことを証する証明書を添付して、試験実施方法書というものを内閣総理大臣に申請をして、それが地域に必要な知識や技能を判定する試験として適当であるということが国のほうから認められると、試験実施方法書を認定し、その認定を受けた都道府県において地域限定保育士試験を実施することができるということになっております。

合格した者については、地域限定保育士として登録されることになって、登録後3年間を経過した後、地域限定保育士として一定の勤務経験、こちら、国のほうでは1年間を想定しているということなんですけれども、そこを経ると、申請をすることによって全国的に働くことができるという制度になっております。ですので、ちょっと何年か先ということにはなってしまうんですけども、保育士資格を持つ者が多くなるというところで、保育士不足の解消につながるものだと思っております。

神奈川県は、もう既に国家戦略特別区域法のほうで、この制度の対象とはなっておりますが、これが平成27年度からになっていまして、そのときに、こちらの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をしております、施設のほうにもその旨は通知をしております。ただ、実際、そういう方が町内の保育施設で働いているかということだと、今のところそういう方はいなくて、国の保育士の資格を持った方が、実際のところは働いているという状況でございます。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 詳しく説明ありがとうございました。地域限定保育士の話は、登録後3年ということ、それで、要は地域限定なので、神奈川では神奈川だけの保育所で働くことに最初はなるかなと思うんですけども、3年が経過した後は、ほかの県に移動することもできるのかなと思いましたが、確かに保育士不足というところでは、ずっと懸念されている問題として挙げられたわけですが、そこに関して、幾ら保育士が増えても、保育士の処遇というものが、今はどうしても人手不足で、1人に負担がかかり過ぎてしまうというところがあるんですけども、その辺の処遇改善とかそういうところ……。

【黒沢委員長】 山田委員、ちょっと処遇改善については今回の議案とは関係ないかなと思いますので、質問を変えていただければと思いますが。

【山田委員】 分かりました。一応、どうしても保育士の免許を持っていても、なかなか仕事に就けないという方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、それに関して、町として、ということで分かりました。いずれにしても人材確保という点では分かりましたので、取りあえず、保育士不足の解消ということでお願いします。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第75号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 それでは、続きまして、付託議案3、議案第75号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第75号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

改正の背景等につきましては、本年4月25日に児童福祉法が一部改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務などが創設されたことと、これまでの国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、本年9月10日に児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されました。これに伴い、この基準に準じて規定している町の当該条例について、改正の必要が生じたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。タブレット資料の4分の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第10条は、放課後児童健全育成事業に係る職員について定めており、同条第3項の本文は文言の整理で、都道府県知事の後に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加えるものです。同条第3項第1号は、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴う改正で、現行では「又は神奈川県に係る国家戦略特別区域限定保育士」となっているところを改正案に記載の内容に改めることにより、児童福祉法第18条の27第1項の認定地方公共団体の区域内、または、改正前の国家戦略特別区域に規定する事業実施区域であった区域内の放課後児童健全育成事業所にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士、または、当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を同号中の保育士として加えるものでございます。

第12条は、虐待等の禁止について定めている条文で、児童福祉法の改正に伴い、これまでの「第33条

の10各号」を、「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

4分の4ページをご覧くださいまして、最後に附則としてこの条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑はありますか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ確認をさせていただきます。改正案の4分の3のところになります。第10条の3項のところ、今まで「都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」というところから、又は地方自治法の指定都市若しくは中核都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとなっていますけれども、寒川町の場合は、これは改正案のほうになったとしても、県が行う研修で研修を行った人がこの対象になるということで、特に変わりはないということよろしいでしょうか。指定都市とか中核市ではないので、近くにあったとしてもそこで受けるということではなくて、あくまでも寒川町の場合は、条例が変わったとしても、県が行う研修を受けるということよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 基準でこのようになっていたのでそれに合わせたということで、寒川町においては神奈川県研修を受けたものということで、内容としては、大きく変わりがあるわけではございません。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 続きまして、付託議案4、議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

条例制定の背景でございますが、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法において、市町村による認可事業として乳児等通園支援事業が位置づけられたとともに、子ども・子育て支援法においては、乳児等のための支援給付がそれぞれ規定されました。これにより、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年4月1日から法定の給付事業として全国で実施されることとなります。本条例は、乳児等通園支援事業の認可に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を町が条例で定めることが、児童福祉法により規定さ

れていることから制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきます。タブレット資料は15分の2ページをご覧ください。本条例は、3つの章立てで、条文は第1条から第27条までと附則により構成されており、令和7年内閣府令第1号の国の基準に則した内容となっております。

第1章は総則で、第1条では条例の趣旨、第2条では定義について定めております。

次の15分の3ページにかけまして、第3条では、最低基準であるこの基準の目的を定めております。第4条では、最低基準の向上に努めることと、事業者に対し、この基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告できることなどを定めております。

次の15分の4ページにかけまして、第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について定めており、第6条では、非常災害に必要な設備を設け、具体的な計画を立てて不断の注意と訓練に努める義務について、第7条では、安全計画を策定し、必要な措置を講じる義務などについて定めております。

次の15分の5ページにかけまして、第8条は、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認等について、第9条は、職員の一般的要件について定めております。第10条では、職員の知識及び技能の向上等について、第11条は、ほかの社会福祉施設等を併設するときの設備及び職員の基準について定めております。

15分の6ページをご覧ください。第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待等の禁止について定めております。第14条は、設備、食器等、飲み水の衛生管理や、感染症や食中毒の予防及び蔓延の防止などについて、第15条は、食事の提供を行う場合に備える設備について定めております。

次の15分の7ページにかけまして、第16条は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないことを、第17条は、整備しておかなければならない帳簿について定めております。第18条は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことについて、次の15分の8ページにかけまして、第19条は、苦情への対応について定めております。

第2章は、3節で構成されており、第1節は通則として、第20条において、乳児等通園支援事業の一般型と余裕活用型との区分について定めております。第2節は、一般型乳児等通園支援事業について定めており、15分の8ページから15分の12ページにかけまして、第21条では、設備の基準として設けるべき部屋や乳児室、ほふく室、遊戯室の面積基準、支援の提供に必要な用具を備えること、2階や3階以上に部屋を設ける建物の該当要件について定めております。

15分の12ページをご覧ください。第22条では、次の15分の13ページにかけまして、保育士を置かなければならないことや、その配置基準など、職員について定めております。第22条の2では、設備及び職員の基準の特例を定めております。第23条では、一般型乳児等通園支援事業における通園支援事業は、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないこと、第24条では、保護者と密接な連絡を取り、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないことを定めております。

第3節は、余裕活用型乳児等通園支援事業について定めており、次の15分の14ページにかけまして、第25条ではその設備及び職員の基準について、各号に掲げる施設または事業所の区分に応じて各号に定

めるところによることを規定しております。第26条は、第23条、第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する旨を定めております。第27条は、この条例の規定において、書面で行うことが規定、または想定されるものについては、電磁的記録により行うことができる旨を定めております。

次の15分の15ページにかけまして、附則として、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行することとし、第2項において、施行日前においても、乳児等通園支援事業の認可の申請に対する審査はこの条例の内容により行うものとし、この場合においてその認可を受けるものは、施行日において審査を受けたものとみなす旨を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回、この乳児等通園支援事業ということで、たしか、こども誰でも通園制度だというふうに認識しているんですけども、これに関して、申込みとか手続に関して、どういった状況の手続になったりするののかということについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 これから、様式とか手続の方法とかを国のほうの通知を見ながら検討していく段階ではあるんですけども、今既に行っている子どものための教育・保育給付のように、まず、対象となるのが満6か月から満3歳未満のお子さんについて、保育の要件があるかどうかを問わず利用ができるということになっていまして、あとは月10時間という範囲内であるところになってきますので、まずは認定をしていただく、認定された方が利用できるという制度になると想定しております。いろいろな手続についてはこれからになりますので、決まりましたら、また町民の方にも周知をしていきたいと思っております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 これに関して、これからいろいろな準備をしていくということで、分かりました。ちなみに、6か月から3歳ということで、やっぱり普通だったら、そのまま保育園にちゃんと預けて保育してもらったところを、短時間預けられるということの制度かなと思うんですけども、これに関して、今現状ある保育園でこれをやることになるのかということについてお聞きします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今通っている保育園については、就労とか、保護者の方が疾病だとか、そういった保育の要件のある方が認定を受けて、町の審査を経て入所をしている状況です。今回のこども誰でも通園制度については、要件の有無にかかわらずというところがありまして、子どもの成長のためにというところがありますので、今保育園に通っている方とは要件のあるなしというところで対象が違っているというところがあります。この後の協議会の中での話もあるんですけども、来年から、令和8年の4月から実施をしないといけないということで、実施をしてくださる施設ができたというところで、そこいろいろ調整をして、令和8年の4月から開始ができるよう進めていきたいと思っております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。これからやるということで、新しい受入れの施設ができるということと理解しました。これに関して、保育の関係の事業者さん等、いろいろあるわけですが、そういう方たちとは、この条例ができる前に、事前に、こういうものができるということに関して、相談とか話とか、どういう状況になるという想定したり、いろいろなものを想定したりしていることというのはあるのでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 国のほうでは、令和7年度から始めることができるのであればということだったので、まず、今ある保育施設のほうに、実際こういったことができるのかどうかということころは、ちょっとご相談させていただいていました。既に、余裕活用型の一時預かりを実施しているところがありますので、その中でできるかどうかということをお話はさせていただいているんですけども、そのときに、まだ国の概要というか、細かいところまで決まっていなくて、今待機児童がいるような状況で、各施設も実際受入れができるのかどうかとちょっと悩まれるところがありましたので、その時点では、積極的にやりますという施設は実際はなかったんです。ここで、もうすぐ始まるということころで、やったださるという施設の手が挙がりましたので、そちらのほうと4月から開始ができるよう進めてまいりたいと思っております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木副委員長。

【青木副委員長】 ちょっと安全面の部分でお尋ねしたいと思うんですね。条例の第6条では、事業者は、消火器その他の用具、非常口、その他の災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てて、不測の事態への注意と訓練に努めなければならないと。事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならないと。事業者ということです。あと、条例第7条の部分で、安全計画の策定というのがありまして、これは、要は事業者が安全計画を講じなければいけないというような条例になっているんですけども、基本的に町としては、事業者任せになってしまってよいのかという観点からなんですが、そこに関してはどのように安全計画、やはりここは乳幼児の方を扱うわけですから、扱うという言い方はあれですけども、対象になるわけですから、その辺の安全面ということについては、事業者の計画任せというよりは、やっぱり町としてはいろいろそこには関わってくると思うんですが、その辺の関わりという部分について、現時点で考えているということをお聞かせください。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育するに当たっては、保護者も安心して預けることができる施設である必要がありますし、預かる側も安心して預かる側でいえないといけないということころで、こちら第6条と第7条については、国の基準に基づいて加えたものではありません。今、運営をしている保育施設についても、同じような内容が入っておりまして、そちらについては、監査のときに、実際、避難訓練を月1回やらなければならないというところは記録を残していただいているので、実際やっているかどうかの確認もさせていただきますし、安全計画については、変更があればその都度ご提出をいただいて、町のほうでも控えを持っている状況です。ですので、ここについては特に注意をしないといけないところだ

と認識しておりますので、こども誰でも通園制度についても、今既にある施設が実施をするということですので、同じような扱いで、もちろんきちんと確認をしていきたいと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦勞様でした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案について、説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 皆様、おはようございます。付託議案の5、議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、三橋高齢介護課長より、質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 おはようございます。それでは、議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてお伝えします。なお、本会議において、健康福祉部長がご説明した内容と一部重複する点がございますが、ご了承願います。

まず、資料になりますが、タブレット資料05-1は議案になります。2ページは、法人の履歴事項全部証明書となっております。タブレット資料05-2は、指定管理者候補者選定結果の概要と、町長への答申内容、審査の採点結果となっております。

続きまして、タブレット資料05-3は、同センターの指定管理者募集要項と、同センターの管理運営に関する指定管理者業務仕様書となっております。

最後の05-4は、指定管理者指定申請書でございます。

まず初めに、提案理由でございますが、同センターにつきましては、現在、指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間の指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご提案させていただくものでございます。

次に、指定管理者候補者の選定に至るまでの経緯についてご説明いたします。今回の選定につきましては、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づきまして、公募による選定で、本年10月2日から募集要項等の配布と募集を開始いたしました。募集の結果、現在の指定管理者である公益社団法人寒川町シルバー人材センターのみが応募団体となっております。

10月31日に開催されました指定管理者選定委員会において、応募のありました1団体からのプレゼンテーションを受けた後に、寒川町公の施設の指定管理者選定に関わる選定基準に基づきまして審査を実施し、公益社団法人寒川町シルバー人材センターが選定され、その審査結果についての答申が、タブレット資料05-2の2ページのとおり、町長に対してございました。

その後、10月31日の庁議を経て、公益社団法人寒川町シルバー人材センターが指定管理者候補者と決

定し、現在に至っております。

なお、選定に当たりましては、申請団体が1団体でしたので、他の団体等との比較ができないことから、選定基準を評価項目5段階の各採点項目の標準である3点を基準とし、選定委員8名の合計得点720点を選定基準といたしました。審査項目は大きく分けて8項目となっております。審査に当たりまして、当該施設の設置目的が、高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図ることを指定管理者に求めているため、関連する重要項目に関しては、倍率を2倍としております。また、満点の場合の合計得点は1,200点で、720点はその60%に当たります。

採点の結果、タブレット資料05-2の3ページのとおり、選定委員8名の合計得点は820点となり、選定基準を上回ったことから、指定管理者候補者として選定されたものでございます。ただいまご説明した内容は、タブレット資料05-2の1ページの指定管理者選定結果の概要に記載しております。

続きまして、タブレット資料05-3をご覧ください。こちらは、指定管理者を募集するに当たりまして、施設の設置目的をはじめ、施設の概要や、管理に当たっての条件、管理業務内容や経費、リスク分担、申請手続等を示した寒川町ふれあいセンターの指定管理者募集要項及び仕様書でございます。

当該施設では、近年では、屋根や外壁、キュービクルの修繕を行っております。施設所管課といたしましては、今後も利用者が安全に施設をご利用いただけるように、日頃から点検を小まめに行い、必要に応じて、施設の機能維持のため対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、タブレット資料05-4は、募集要項に基づき提出された指定管理者指定申請書となっております。1ページは申請書、2ページから3ページは法人の概要と組織図となっております。候補者の寒川町シルバー人材センターは、1983年、昭和58年4月に、前身である「寒川町老人いきがいきクラブ」として発足して以来、高齢者への就業の場の確保のために取り組んできております。

13ページから20ページは、履歴事項全部証明書となっております。

22ページから28ページは、事業計画書になります。この事業計画書には、指定管理業務を行うに当たっての基本方針、管理運営を行うに当たっての執行体制、当該施設に関わる令和8年度の収支予算案及び指定管理期間5年間の利用促進計画等が記載されております。

以上がこのたびの指定管理者の指定に関するご説明となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】　ただいま説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はありませんか。福岡委員。

【福岡委員】　指定管理者選定結果の概要、資料05-2の部分でお伺いしたいんですが、指定管理者選定委員会会議の審査項目と得点、それぞれ出ていらっしゃると思うんですが、こちら、標準点と今回得点というところがあって、それぞれ見させていただいているんですが、先日、本会議初日の諸般の報告の監査のところ、シルバー人材センターの監査の結果が出ておまして、その部分で指摘すべき事項ですとか、監査の結果に関する意見というのを見させていただくと、今回採点された項目のところ、何点か気になるところがあったので、その辺りについての確認ですとか対応、是正、そういったものも含めて確認されているのかを改めてお伺いできればと思います。

【黒沢委員長】　三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、今回の指定管理者選定に当たって、先ほど申し上げた寒川町公の施設に係る指定手続に関する条例に基づいて、第三者を含んでいる選定委員会において、厳正かつ公正な審査を経て決定されているところでございます。

監査で指摘を受けていることについては、町といたしましても、重大な課題として認識しておるところでございます。指摘事項の多くは、ふれあいセンターの実際の運営と性質が異なる事業に関するものでありますので、センターの業務遂行能力そのものを否定するものではないと判断しておるので、その点は、今後改めて、5年間あるんですけれども、基本的な事項を定める協定とかそういったことで見直しながら、指定管理者とよく調整をして、遂行してまいりたいと思っています。

以上です。

【黒沢委員長】 福岡委員。

【福岡委員】 もちろん、しっかりと選定された上でのお話だと思うので、その辺りについては問題ないと思っているんですが、監査のところについても、ふれあいセンターについて触れられている部分というのが散見されましたので、この部分について、しっかりと確認をされながら、選定の結果は結果として、いい点数ではあったと思いますので、それを踏まえて、留意すべき事項などについても、確認等をされながら対応させていただければと思います。

その上で、時間のところですか、決算収支のところの是正が入っていましたので、その部分、指定管理の結果の点数の部分でも、運営管理の部分ですか会計処理の部分というのも出ておりましたので、その部分を町のほうでも注視していただければと思いますので、その辺りしっかりと確認をお願いします。

以上、意見で結構です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、今の件、福岡委員のところにも関わってくる部分なんですけど、まず、1点目としまして、指定管理者の募集要項の中で、リスク分担というのがあるかと思います。リスク分担保、こちらの真ん中辺、「施設・設備の損傷」と「備品・資料等の損傷」というところなんです。まずは、施設・設備の損傷のところ、「経年劣化によるもの（50万円未満のもの）」は指定管理者。それと、備品・資料等の損傷、「第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（50万円未満のもの）」、これも指定管理者が負担するということになっていると思うんですが、実は、5年前のリスク分担保を見ますと、ここのところ、金額が入っていないんです。小規模のものというところで、実は昨日の指定管理の中でも、これを見ていて気がついて、今日のやつを見たらやっぱりそうだったので、こら辺、そこを変えたというところは、多分高齢介護課ではないのかなと思うんですけれども、こら辺、もしご存知であれば教えていただきたいと思うんですが。

【黒沢委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 この辺りのことについては、担当が資産経営課というところもあるんですけれども、ちょっと確認しながら調整して、是正できるものであれば是正してまいりたいと思っています。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 実は、自分は、そこの総合体育館によく行くんですが、その中で、指定管理者が負担するところなんですけれども、30万円ぐらいだったかなと思っています。それは、よく館長とも話をして、30万円以上、以下という話があったので、ここで50万円になったというのが、かわいそうだというのはおかしいですけれども、ちょっと負担が大きいなというのが実際あります。

もう一つとして、昨日の総合体育館のほうは、指定管理料が毎年1億3,000万、1億を超える金額。本日のこちらのふれあいのほうについては、1,300万。その中で、同じ50万という割合が、ちょっと負担率が大き過ぎないかなというところ。シルバー人材センターが利益を追求している部分ではないとは思いますが、ちょっと大き過ぎるのかなというところがあって質問をさせていただいたんですが、實際上、リスク分担表を決めたところが高齢介護課ではないということは重々承知はしているんですが、これはやはり公にしておかなきゃいけない部分かなと思ひまして、お伺いを立てているところでございます。

【黒沢委員長】 お答えありますか、課長。

山田主査。

【山田主査】 先ほど、課長から答弁させていただいた内容と少し変わるところがあるんですけれども、山上委員がおっしゃられた前回の令和2年のリスク分担のときというのが、おっしゃるとおり小規模のものという形の記載をしているんですけれども、この後に、いわゆる5年間の基本協定というのを締結させていただくんですが、実はその協定の中に、その修繕の内容というのを、同じようなものを設けております。その中で、実際には既にその段階で50万というところを定めているところがありましたので、そこに即して、今回、この令和7年度で募集をさせていただく際のリスク分担表についても、同等の金額というところで定めた経緯がございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。よろしいでしょうか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで休憩を取らせていただきますが、ちょっと議会全体として対応をしなければいけない内容となるので、若干時間は取らせていただきます。

様々対応については、この後、正副議長、議運長とも相談しながらとなりますが、もしかすると、委員会休憩中に協議会をやらせていただくとか、そういう可能性もちょっとありますので、すみません、少なくとも30分ぐらい休憩を取らせていただきます。この間に、討論採決の部分、ある方についてはまとめていただければと思いますので、暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の文教福祉常任委員会に付託された議案については、質疑まで終了させていただきました。この後、討論、採決と進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第73号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論はありませんか。まずは、原案に反対の方の討論、ある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員でございます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第74号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回、国家戦略特別地域限定保育士というものが入るわけですけれども、これに関しては保育士不足の解消という点、また、人材確保の点という観点ではいいんですが、ただ、ここに関して、さらに保育士の働く環境というものをしっかり支援すべきだということを指摘しながら、賛成といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員でございます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員でございます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第80号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてですけれども、本来、町直営で行われるべきだと思っておりますが、今回、町内の非営利団体が指定されるということについては、賛成といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員でございます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

午前10時44分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 24日

委員長 黒沢 善行